

証券コード 5256
2023年9月11日
(電子提供措置の開始日2023年9月5日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区天神4丁目1番7号
第3明星ビル6階
株式会社 F u s i c
代表取締役社長 納 富 貞 嘉

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第20期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://fusic.co.jp/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www.2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「Fusic」又は証券コード「5256」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年9月26日(火曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午後1時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目15番30号
福岡市赤煉瓦文化館 2階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第20期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

-
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の成長戦略を実現するために、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減資の目的は、財務戦略の一環として、適切な税制への適用を通じて、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、株主利益最大化を図ることです。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じるものではありません。

1. 減少する資本金及び資本準備金の額

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額235,400,000円のうち185,400,000円を減少し、減少額全てをその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額225,400,000円のうち225,400,000円を減少し、減少額全てをその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

なお、当社が発行しているストック・オプション(新株予約権)が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年10月31日を予定しております。

以上

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、会社のMission(存在意義)を「人に多様な道を 世の中に爪跡を」と掲げ、本社を福岡市に構え、多様な働き方の中で、豊富なアイディアと最新の技術を駆使して、クライアントにとっての最適解を、ITサービスを通じて提供します。

当事業年度（自2022年7月1日至2023年6月30日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の「5類」移行に伴う経済活動の再開により、景気が緩やかに持ち直されてきておりますが、一方で、継続的な物価上昇や世界的な金融引締め等により、金融資本市場や景気動向は先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社を取り巻く国内IT市場においては、従前からの生産性向上や競争力強化を目的としたDX推進の需要に加え、ChatGPTに代表される生成系AI（注1）の登場とその活用可能性に対する企業の需要及び社会的関心が高まっており、デジタル化の流れがより力強いものとなっております。

当社の事業においては、クラウドインテグレーションサービスにおけるクラウドインフラ構築、AWS（注2）リセールサービスの取引が拡大していることを背景に、当事業年度において、過去最高の売上高及び利益を実現しております。また、ChatGPTを活用した開発支援や、プロダクト事業（360）におけるChatGPTによる評価項目の提案サポート等、生成系AIを活用したサービスを迅速に開始いたしました。

このような状況の中、当社は大型案件の獲得やAIソリューションの拡販、AWS導入支援の推進等の施策を積極的に進めてまいりました。また、当社の今後の成長に必要な人材採用への投資を積極的に行い、人材確保が進んだ結果、新たに9名が増加し、当事業年度末の従業員数は91名となりました。

これらの結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高は1,532,167千円（前期比36.3%増）、売上総利益は526,756千円（前期比35.5%増）、営業利益は160,708千円（前期比129.3%増）、経常利益は148,279千円（前期比109.5%増）、当期純利益は101,823千円（前期比131.3%増）となりました。

[用語解説]

（注1）AI：「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより、現実味を帯びはじめております。

(注2) AWS : 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2023年3月31日付で東京証券取引所グロース市場及び福岡証券取引所Q-Boardへの株式上場に伴い、公募増資による200,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による45,000株の新株発行により、総額450,800千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、「個性をかき集めて、驚きの角度から世の中をアップデートしつづける。」のVision(あるべき姿)を実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、企業価値のさらなる向上に向けて事業展開を進めてまいります。当社の属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド/マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を見越した事業戦略の立案・実行力と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

1) 新技術への対応

当社が属するIT業界では、技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下で当社が継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時対応していく必要があると認識しており、新技術及び新サービスの開発に継続的に取り組んでまいります。

2) 優秀人材の確保と育成

IT人材が不足している中、常に学び続ける姿勢を有する人材の確保が発展、成長に欠かせない重要課題であります。当社では、通常の採用活動に加え社員紹介制度のリファラル採用の強化や、新卒・中途入社者向けのOJT教育や勉強会などを積極的に行っております。また事業としてクライアントのDX事業と自社運営のプロダクトを持っていること、また会社全体として特定の技術に特化しないことは、好奇心旺盛なエンジニアを獲得する上で独自性のあることだと認識しております。

人材の確保と同時に、社員の能力開発・向上のための研修参加、資格取得費用の会社負担、認定資格取得時の報奨金制度や、人事評価制度の継続的改善運用を行っており、社員の能力を最大限に発揮させる仕組みと、能力向上を促進させるカルチャーを確立してまいります。また、当社は、リモートワーク、コアタイムなしのフルフレックス、時短勤務制度の導入など働き方の多様性に対応した施策を積極的に推進しています。一方で、一定の出勤も推奨しており、同じ場所で共に働くことによる効率の向上や、仕事の垣根を越えた人材の交流にも力を入れております。全社員がそれぞれのワークライフバランスの実現を図り、働きやすい環境を整えることによって、次世代を担う優秀な人材の育成、定着に繋げてまいります。

当社は、2020年1月に、エンジニアを取り巻く環境の充実に取組む企業を表彰するエンジニアフレンドリーシティ福岡アワードを受賞しました。国内外勉強会支援制度や資格取得支援など、社員の成長が組織の成長に繋がると考え、社員のスキルアップに繋がるものは全面的に積極支援しております。社員の多様性を尊重し、能力を最大限に発揮させる仕組みと能力向上を促進させるカルチャーを確立してまいります。

3) サービスの高付加価値化、利益率の向上

当社は、成長戦略を着実に実行していくことで売上高の安定的高成長を実現するとともに、営業利益率の向上を図ることが課題だと認識しております。採用力強化によるエンジニア人材の増員と同時に、様々なお客様が抱える課題への最適なソリューション提供力と、その機会を拡大できるよう、セールス・マーケティング人材の増員を進めることで、より付加価値の高いサービスを提供、受注単価の向上を目指し、売上高の向上を図ってまいります。また、開発プロセスの継続的な改善、社内における技術の共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努め、IT技術で社会課題を解決していきたいと考えております。

4) 競争優位性の確保

今後も成長を持続していくためには他社との差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。当社は、特定分野・技術に固執せず、新しい技術分野にも取り組みながら、幅広い技術分野を網羅し、最適なものを組み合わせてサービスを提供することを重視しております。IoT（注）、AI、クラウド、最近では量子コンピュータ等の先端技術だけでなく、Web、モバイル、ビッグデータ解析等の技術や、優れた顧客体験を実現するUI/UXのノウハウを織り交ぜ、アジャイルやマイクロサービス等の開発手法を用いることで、顧客ニーズに柔軟に対応できることが当社の事業展開上の強みとなっていると認識しております。今後も当社の付加価値を上げるサービスを展開してまいります。

（注）IoT：「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。

5) コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の事業拡大及び成長を見込んでおります。そのため、事業拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

6) 健全な財務基盤の構築

財務基盤の健全性を維持しながら、優秀な人材の採用及び育成、事業開発及び研究開発活動など、今後の事業拡大に向けた投資資金需要に対応すべく、事業資金を安定的に確保することが必要不可欠であると考えております。今後の資金調達手段としては、主に金融機関からの借入、エクイティファイナンスを検討しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期
		第17期 (注1)	第18期	第19期	第20期 (当期)
売上高	(千円)	631,257	762,231	1,124,080	1,532,167
経常利益又は経常 損失 (△)	(千円)	33,307	△42,888	70,788	148,279
当期純利益又は当 期純損失 (△)	(千円)	13,303	△25,954	44,027	101,823
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	(円)	13.30	△25.95	44.03	96.14
総資産	(千円)	557,321	734,675	677,872	1,232,382
純資産	(千円)	227,678	202,383	246,522	799,033
1株当たり純資産額	(円)	227.68	201.72	245.75	641.19

- (注) 1. 第17期は決算期変更により2019年8月1日から2020年6月30日までの11か月間となっております。
2. 2021年2月1日付で株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第20期における純資産の大幅な増加は、主に2023年3月31日に東京証券取引所グロース市場及び福岡証券取引所Q-B o a r dへ上場したことに伴う新株発行によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	事業内容
DX事業	<p>①クラウドインテグレーションサービス AWSによるサーバーインフラの構築・運用から、AWSのマネージドサービスを活かしたシステム開発を行うサービス。</p> <p>②データインテグレーションサービス センサーデバイスから得られる音声や画像などのデータのINPUT (IoT)、STORE (クラウドインフラ)、OUTPUT (AI/ビッグデータ解析) まで、データにまつわる様々な技術・解決策を一貫して提供するサービス。</p> <p>③その他サービス 顧客の要望に合わせて開発したシステムから汎用性の高いものを「プロダクトサービス」化して提供するサービス。</p>

(8) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

名 称	所 在 地
本 社	福岡県福岡市中央区

(9) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	9名増	32.6歳	4.1年

(10) 主要な借入先 (2023年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社佐賀銀行	80,012千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,244,976株(自己株式24株を除く)
- (3) 株主数 640名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
納富 貞嘉	285,000	22.89
濱崎 陽一郎	285,000	22.89
NSMC株式会社	140,000	11.24
HSMC株式会社	140,000	11.24
MSIP CLIENT SECURITIES	48,800	3.91
株式会社SBI証券	30,500	2.44
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	24,500	1.96
五味 大輔	20,000	1.60
株式会社フィックスターズ	20,000	1.60
ML INTL EQUITY DERIVATIVE ES	18,600	1.49

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当該事業年度の末日において会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2021年9月30日
新株予約権の数		10個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 1,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 54,600円 (1株当たり 546円)
権利行使期間		2023年11月1日～ 2031年3月31日
行使の条件		(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	—
	社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 100株 保有者数 1名
	監査役	—

(注) 新株予約権の行使の条件は次の通りであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 当社普通株式が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場することが決定しなければ、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	納 富 貞 嘉	
取締役副社長	濱 崎 陽一郎	
取 締 役	安 浦 寛 人	・ 大学共同利用機関法人 情報・システム機構 国立情報学研究所 特任教授(特任研究員)学術 基盤チーフディレクター ・ 株式会社サニックス 顧問
常 勤 監 査 役	栗 林 絹 江	
監 査 役	柏 木 街 史	株式会社フーモア 監査役
監 査 役	西 原 隆 雅	・ アクセラレート法律事務所 代表 ・ 株式会社イエマルシェ 代表取締役社長 ・ ETフロンティア株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役安浦寛人氏は社外取締役であります。
2. 監査役栗林絹江氏、柏木街史氏及び西原隆雅氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役安浦寛人氏、監査役栗林絹江氏、柏木街史氏及び西原隆雅氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役栗林絹江氏は、長年にわたり経理業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役の合計4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について補填されることとなっております。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会に関する事項は、以下の通りであります。

	決定方法	報酬限度額	株主総会決議	決議時点の 役員の数
取締役	当社の業績やDX市場の経済情勢や各取締役の役位、在任年数、他社報酬水準等を勘案して決定	年額7,000万円以内 (うち社外取締役の報酬 総額年額500万円以内) (事業年度単位)	2022年12月15日 臨時株主総会	取締役3名 (うち社外取締役1名)
監査役	当社の業績やDX市場の経済情勢や各監査役の役位、在任年数、他社報酬水準等を勘案して決定	年額1,500万円以内 (事業年度単位)	2022年9月28日 第19期定時株主総会	監査役3名

② 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会にて協議の上で決議しております。なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査役の報酬額についても、株主総会の決定により承認された報酬限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役会にて協議の上で決議されております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の 総額 (千円)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	3 (1)	36,000 (2,400)	—	—	36,000 (2,400)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9,600 (9,600)	—	—	9,600 (9,600)
合計 (うち社外役員)	6 (4)	45,600 (12,000)	—	—	45,600 (12,000)

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	安浦 寛人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学共同利用機関法人 情報・システム機構 国立情報学研究所 特任教授 (特任研究員) 学術基盤チーフディレクター ・ 株式会社サニックス 顧問 	当社と、安浦寛人氏の左記兼業先との間には取引がありますが、同氏には業務執行権限がなく、取引額は僅少となっているため、特別の関係はないと判断しております。
監査役	栗林 絹江	該当事項はありません。	—
監査役	柏木 街史	株式会社フォーモア 監査役	特別の関係はありません。
監査役	西原 隆雅	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセラレート法律事務所 代表 ・ 株式会社イエマルシェ 代表取締役社長 ・ ETフロンティア株式会社 代表取締役社長 	特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安浦 寛人	当事業年度開催の18回の取締役会全てに出席しております。様々な研究機関や企業の顧問等での豊富な経験と情報技術に関する幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	栗林 絹江	当事業年度開催の18回の取締役会及び13回の監査役会全てに出席しております。常勤監査役として社内の重要な会議にも出席し、財務・会計やコーポレート・ガバナンスに関する様々な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	柏木 街史	当事業年度開催の18回の取締役会及び13回の監査役会全てに出席しております。長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	西原 隆雅	当事業年度開催の18回の取締役会及び13回の監査役会全てに出席しております。弁護士としての専門的見地や経営者としての経験に基づき、助言・提案を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額に同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての2,000千円の報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、又は会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の会計監査を遂行するのに不十分であると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下の通りです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
 - 1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2) 「コンプライアンス規程」においてコンプライアンスに関する基本事項について定めるとともに、取締役会の直属組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社における適正かつ公正な企業活動の遂行を推進する。
 - 3) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - 4) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - 5) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を社長に報告する。
 - 6) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2) データ化された機密情報については、「情報セキュリティ管理規程」及び「個人情報管理規程」に従い適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に従い、企業活動に関する様々なリスクへの対応及びコンプライアンス遵守を行う。また、コンプライアンス及びリスクマネジメント機能を果たす組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。同委員会は、経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防策を講じ、また、緊急事態に対する対応策の策定支援を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- 2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲内及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- 2) 監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- 2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- 3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること

ができる。

4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

5) 監査役は内部通報窓口である常勤監査役及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

⑦ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。

2) 監査役は内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。当社では、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会にて経営の基本方針や重要な業務の執行決定を行うとともに、監査役会において、各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有効と判断しております。

なお、各機関の内容は以下の通りです。

1) 取締役会は、代表取締役社長 納富貞嘉、取締役 濱崎陽一郎、社外取締役 安浦寛人の3名で構成されております。

代表取締役社長 納富貞嘉を議長として、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び監督を行っております。また、取締役会には監査役が出席しております。

2) 監査役会は、常勤社外監査役 栗林絹江、社外監査役 柏木街史、社外監査役 西原隆雅の3名で構成されております。

常勤の社外監査役 栗林絹江を議長として、原則として毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催することにより、監査に関する方針・計画・方法、重要事項の報告、協議及び決議並びに監査実施状況等の監査役相互の情報共有を図っております。各監査役は、業務執行状況の監査を適宜実施しております。

3) 経営会議は、代表取締役社長 納富貞嘉、取締役 濱崎陽一郎、常勤社外監査役 栗林絹江の他、本部長及び部門長で構成されております。

代表取締役社長 納富貞嘉を議長として本部長・部門長及び常勤の社外監査役が同席し、原則として毎週1回の定例経営会議を開催し、経営にかかる重要事項を速やかに実行するための検討審議とその結果報告等を行い、機動的な意思決定と情報共有に努めております。常勤社外監査役 栗林絹江は経営会議における意思決定プロセスの健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しております。

4) 監査役会と内部監査担当は、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。

5) リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 納富貞嘉を委員長とし、取締役 濱崎陽一郎、常勤社外監査役 栗林絹江、経営企画本部長、内部監査室長で構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に一度開催し、企業活動における法令遵守に係る取り組みの推進を行っております。また、リスク・コンプライアンス違反又はそのおそれがある事実が生じた場合には、速やかにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、再発防止策を講じることとしております。

6) 会計監査人は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、現時点において当社は事業の成長過程にあり、内部留保の充実を図り将来の事業拡大に向けた成長投資に充当させることが株主の皆様に対する最大の利益還元につながるかと考えております。そのため、当事業年度においては内部留保の充実を進め、企業体質の強化及び事業の成長投資に比重を置くことが重要であると判断し、当事業年度の配当は見送ることといたしました。内部留保金につきましては、当社のさらなる成長のための財源として有効活用していく所存であります。

今後におきましては、業績や配当性向、将来的な成長戦略等を総合的に勘案し配当を実施していく予定であります。現時点において配当実施時期は未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の基準日(6月30日)及び中間配当の基準日(12月31日)の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,121,816	流動負債	378,419
現金及び預金	847,949	買掛金	43,495
売掛金	145,388	1年内返済予定の長期借入金	39,996
契約資産	42,536	未払金	30,776
仕掛品	72,185	未払費用	62,779
前払費用	11,051	未払法人税等	56,007
その他	2,754	契約負債	94,986
貸倒引当金	△48	預り金	15,010
固定資産	110,566	その他	35,367
有形固定資産	26,036	固定負債	54,929
建物	19,777	長期借入金	40,016
工具、器具及び備品	6,258	資産除去債務	14,913
投資その他の資産	84,530	負債合計	433,348
保険積立金	66,398	(純資産の部)	
繰延税金資産	5,141	株主資本	798,262
その他	12,990	資本金	235,400
		資本剰余金	225,400
		資本準備金	225,400
		利益剰余金	337,574
		その他利益剰余金	337,574
		繰越利益剰余金	337,574
		自己株式	△112
		新株予約権	771
		純資産合計	799,033
資産合計	1,232,382	負債・純資産合計	1,232,382

損 益 計 算 書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,532,167
売 上 原 価		1,005,410
売 上 総 利 益		526,756
販売費及び一般管理費		366,048
営 業 利 益		160,708
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
為 替 差 益	1,076	
そ の 他	100	1,181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	570	
上 場 関 連 費 用	13,010	
そ の 他	28	13,610
経 常 利 益		148,279
税 引 前 当 期 純 利 益		148,279
法人税、住民税及び事業税	50,317	
法 人 税 等 調 整 額	△3,861	46,456
当 期 純 利 益		101,823

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	10,000	—	—	235,751	235,751
事業年度中の変動額					
新株の発行	225,400	225,400	225,400		
当期純利益				101,823	101,823
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	225,400	225,400	225,400	101,823	101,823
当期末残高	235,400	225,400	225,400	337,574	337,574

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	—	245,751	771	246,522
事業年度中の変動額				
新株の発行		450,800		450,800
当期純利益		101,823		101,823
自己株式の取得	△112	△112		△112
事業年度中の変動額合計	△112	552,511	—	552,511
当期末残高	△112	798,262	771	799,033

個 別 注 記 表

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建 物 5 ～15年

工具、器具及び備品 3 ～ 6 年

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次の通りであります。

(a) クラウドインテグレーション事業・データインテグレーション事業

クラウドインテグレーション事業・データインテグレーション事業では、受託開発サービス、メンテナンスサービス、AWSリセールサービスを提供しており、受託開発サービスの契約形態には請負契約と準委任契約があります。

請負契約の受託開発サービスでは、顧客と合意した目的に沿った成果物の作成、納品を行っており、契約期間における当社の開発作業の進捗に伴い、顧客に支配が移転するため、当該履行義務の充足にかかる進捗度を見積もることにより、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足にかかる進捗度の見積りの方法は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約の受託開発サービス及びメンテナンスサービスにおいては、契約で定められた人的役務提供を行っており、契約に基づく顧客への役務提供を通

じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間にわたる役務の提供に応じて収益を認識しております。

AWSリセールサービスでは、技術支援（QA対応）、AWSサービス利用料金の支払代行を行っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める期間にわたりAWS利用実績に応じて収益を認識しております。

(b) その他

その他事業ではプロダクトサービスである360（さんろくまる）、sigfyを提供しており、360（さんろくまる）では、360度フィードバックサービスを行っており、サービス利用実績に応じて、その履行義務が充足されると判断し、サービス利用時点で収益を認識しております。

sigfyでは、学校連絡を簡単・安全に運用できる連絡サービスを行っており、サポートサービスを含めた利用環境の提供により、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約に定める期間にわたり収益を認識しております。

なお、プロダクトサービスにおいても受託開発がございますが、(a)クラウドインテグレーション事業・データインテグレーション事業の履行義務と同内容です。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	30,931千円
----------------	----------

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,245,000株
------	------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	24株
------	-----

(3) 当事業年度の末日における当社から発行している新株予約権の目的となる当社の株式の種類及び数

普通株式	64,200株
------	---------

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	4,164	千円
-------	-------	----

減価償却超過額	3,359	
---------	-------	--

資産除去債務	4,542	
--------	-------	--

外国税額控除	774	
--------	-----	--

その他	14	
-----	----	--

繰延税金資産小計	12,856	
----------	--------	--

評価性引当額	△4,542	
--------	--------	--

繰延税金資産合計	8,313	
----------	-------	--

繰延税金負債

保険積立金	2,436	千円
-------	-------	----

資産除去債務に対応する除去費用	735	
-----------------	-----	--

繰延税金負債合計	3,172	
----------	-------	--

繰延税金資産純額	5,141	千円
----------	-------	----

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については事業計画に照らし、必要に応じ銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、3か月以内の支払期日であります。未払金は、主に経費関係のもので3か月以内に支払期限が到来するものであります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、一部は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金について、社内規程に従い、取引先の信用調査及び状況確認を定期的に行い、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、取引先別に回収期日管理及び残高管理を行っております。

イ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金については、金利変動リスクに晒されておりますが、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

ウ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (※ 2)	80,012	79,980	△31
負債計	80,012	79,980	△31

(※ 1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※ 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	847,949	—	—	—
売掛金	145,388	—	—	—
合計	993,337	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	40,016	—	—	—	—
合計	39,996	40,016	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している金融商品はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	79,980	—	79,980
負債計	—	79,980	—	79,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クラウド インテグレーション サービス	データ インテグレーション サービス	その他	合計
一定の期間にわたって認識する収益	1,012,316	192,157	20,604	1,225,078
一時点で認識する収益	146,305	84,376	76,406	307,089
合計	1,158,622	276,533	97,011	1,532,167

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(a) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	105,128
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	145,388
契約資産(期首残高)	11,678
契約資産(期末残高)	42,536
契約負債(期首残高)	80,789
契約負債(期末残高)	94,986

契約資産は、請負契約について、進捗度の見積りに基づき認識した収益に係る債権のうち未請求の金額であり、完全に履行義務を充足した時点で顧客

との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は主に、顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は56,192千円であります。

(b) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

1年以内	25,457
1年超2年以内	1,285
2年超3年以内	716
合計	27,460

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	641円19銭
1株当たり当期純利益	96円14銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社Fusic
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 只 限 洋 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱 村 正 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Fusicの2022年7月1日から2023年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、ガバナンス体制の有効性及び適法性、中期・短期事業計画の遂行状況及び成長リソースの確保状況、リスク管理体制・コンプライアンス体制の整備・運用状況、内部統制の構築・運用状況及び三様監査の充実、人事・労務の管理体制及びその適法性を重点項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月15日

株式会社F u s i c 監査役会

常勤社外監査役	栗 林	絹 江 ㊟
社外監査役	柏 木	街 史 ㊟
社外監査役	西 原	隆 雅 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 福岡市赤煉瓦文化館 2階会議室

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1丁目15番30号

TEL 092-722-4666

交通手段

- ・西鉄バス「天神4丁目」下車すぐ
- ・西鉄バス「アクロス福岡水鏡天満宮前」下車徒歩約3分
- ・市営地下鉄「天神」駅下車・徒歩約5分（12番出口）
- ・市営地下鉄「中洲川端」駅下車・徒歩約5分（2番出口）
- ・西鉄天神大牟田線「西鉄福岡（天神）」駅下車
徒歩約8分（北口）

お 願 い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。